

(証券コード5331)

平成28年6月9日

株主各位

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号

株式会社

ノリタケカンパニー リミテド

代表取締役
社長

小 倉

忠

第135回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社
3. 目的事項

報告事項

1. 第135期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第135期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入（業績連動型株式報酬の額及び内容決定）の件

〈株主提案（第5号議案）〉

第5号議案 無償増資の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.noritake.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案（第 1 号議案から第 4 号議案まで）〉

第 1 号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

39,750,000株

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員9名任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、9名のうち2名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	たねむらひとし 種村均 (昭和23年3月27日) 174,650株	昭和46年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役 平成18年4月 当社専務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 平成20年4月 当社代表取締役副社長 執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長 執行役員 平成25年6月 当社代表取締役会長（現任） 平成27年6月 大同特殊鋼株式会社社外取締役（現任）
		（重要な兼職の状況） 大同特殊鋼株式会社社外取締役
		（選任理由） 種村均氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。
2	おぐらただし 小倉忠 (昭和26年1月7日) 65,000株	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成20年4月 当社取締役 常務執行役員 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員 平成23年6月 当社取締役副社長 執行役員 平成24年4月 当社代表取締役副社長 執行役員 平成25年6月 当社代表取締役社長 執行役員（現任）
		（選任理由） 小倉忠氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	なか がわ まさ ひろ 中 川 正 弘 (昭和28年 9 月 7 日) 49,000株	昭和54年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社取締役 執行役員 セラミック・マテリアル事業本部 セラミック事業部長 平成23年 6 月 当社取締役 常務執行役員 開発・技術本部長 平成24年 4 月 当社取締役 常務執行役員 開発・技術本部長、 生産技術センター担当 平成25年 6 月 当社取締役 専務執行役員 開発・技術本部長、 生産技術センター担当 平成26年 6 月 当社取締役 専務執行役員 開発・技術本部長、 電子ペースト事業部長、生産技術センター担当 平成27年 4 月 当社取締役 専務執行役員 開発・技術本部長、 電子ペースト事業部長 平成28年 4 月 当社取締役 専務執行役員 開発・技術本部担当（現任） （選任理由） 中川正弘氏は、当社で開発部門の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。
4	お ぐら ひさ や 小 倉 久 也 (昭和28年 2 月24日) 15,000株	昭和50年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社取締役 執行役員 工業機材事業本部 営業本部長 平成24年 6 月 当社取締役 常務執行役員 工業機材事業本部 営業本部長 平成26年 6 月 当社取締役 専務執行役員 工業機材事業本部長、 工業機材事業本部 営業本部長 平成28年 4 月 当社取締役 専務執行役員 工業機材事業本部長（現任） （選任理由） 小倉久也氏は、当社で工業機材事業の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	ま ぶち よし たか 馬 洵 義 隆 (昭和31年6月18日) 22,859株	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 執行役員 食器事業部長 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 食器事業部長、 Noritake Co., Inc. (米国) 社長、 Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited (スリラン カ) 会長 (現任)
		(重要な兼職の状況) Noritake Co., Inc. (米国) 社長 Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited (スリランカ) 会長
		(選任理由) 馬洵義隆氏は、当社で食器事業の経営に携わっており、豊富な経験と実績を もとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者と いたしました。
6	か とう ひろし 加 藤 博 (昭和32年1月29日) 40,000株	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 執行役員 財務部長、人事部担当 平成24年4月 当社取締役 執行役員 財務部長、人事部、情報企画室担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 財務部長、人事部、経営企画室、 情報企画室担当 平成27年2月 当社取締役 常務執行役員 財務部、人事部、経営企画室、 情報企画室担当 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 財務部、人事部、総務部、 経営企画室、秘書室、広報室、情報企画室担当 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 財務部、人事部、総務部、 経営企画室、秘書室、広報室、監査室、情報企画室担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 (現任)
		(選任理由) 加藤博氏は、当社で経営管理に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、 取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしま した。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	かとうこうぞう 加藤幸三 (昭和30年9月30日) 27,000株	昭和53年4月 当社入社 平成22年4月 当社セラミック・マテリアル事業本部 管理部長 平成24年4月 当社執行役員 総務部、監査室、経営企画室、広報室、秘書室担当 平成25年6月 当社取締役 執行役員 総務部、監査室、経営企画室、広報室、秘書室、再開発企画室担当、Noritake Co., Inc. (米国) 社長 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 総務部、監査室、広報室、秘書室、再開発企画室、セラミックス事業部担当 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 セラミックス事業部長、電子表示事業部長、再開発企画室担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 セラミックス事業部長、再開発企画室担当 (現任) (選任理由) 加藤幸三氏は、当社でセラミックス事業の経営並びに経営管理に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。
8	社外取締役候補者 やまだこうさく 山田耕作 (昭和23年3月10日) 0株	昭和47年4月 トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 平成14年1月 株式会社豊田自動織機 理事 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年6月 同社専務取締役 平成24年6月 同社技監 平成25年6月 当社社外取締役 (現任) 平成27年6月 東海エレクトロニクス株式会社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 東海エレクトロニクス株式会社社外監査役 (社外取締役候補者に関する特記事項) 1. 選任理由及び在任期間 山田耕作氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保のため、適切な役割を果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。 2. 独立役員の届出について 当社は山田耕作氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。 3. 責任限定契約の概要 当社は山田耕作氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	社外取締役候補者 こ もり てつ お 小 森 哲 夫 (昭和23年1月25日) 3,000株	昭和45年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成8年6月 同行取締役 平成10年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 同行専務執行役員 平成14年5月 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 副頭取執行役員 平成14年6月 同行代表取締役副頭取執行役員 平成16年6月 株式会社UFJカード（現 三菱UFJニコス株式会社）常勤顧問 平成17年9月 株式会社日医リース専務執行役員 平成18年6月 UFJセントラルリース株式会社（現 三菱UFJリース株式会社） 取締役兼専務執行役員 平成19年4月 三菱UFJリース株式会社専務取締役 平成19年6月 ゼリア新薬工業株式会社社外監査役 平成21年6月 三菱UFJリース株式会社取締役副社長 平成22年6月 三菱UFJリース株式会社特別顧問 平成22年6月 株式会社日医リース代表取締役社長 平成27年6月 ゼリア新薬工業株式会社社外取締役（現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ゼリア新薬工業株式会社社外取締役 （社外取締役候補者に関する特記事項） 1. 選任理由及び在任期間 小森哲夫氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保のため、適切な役割を果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。 2. 独立役員の届出について 当社は小森哲夫氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。 3. 責任限定契約の概要 当社は小森哲夫氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 篠原一豊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 五味康昌氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	新任 社外監査役候補者 むら た りゅう いち 村 田 隆 一 (昭和23年4月12日) 0株	昭和46年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成14年5月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 常務執行役員 平成15年6月 同行常務取締役 平成16年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）常務執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役 平成18年5月 同行副頭取 平成21年6月 三菱UFJリース株式会社取締役副社長 執行役員兼務 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成24年6月 同社代表取締役会長（現任）
		（重要な兼職の状況） 三菱UFJリース株式会社代表取締役会長
		（社外監査役候補者に関する特記事項） 1．選任理由 村田隆一氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役候補者いたしました。 2．独立役員の届出について 当社は村田隆一氏が選任された場合、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。 3．責任限定契約の概要 当社は村田隆一氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	新任 社外監査役候補者 さる わたり たつ ひこ 猿 渡 辰 彦 (昭和28年3月1日) 0株	昭和51年4月 東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社）入社 平成12年6月 同社執行役員 平成13年6月 同社取締役執行役員 平成14年6月 同社取締役常務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成25年5月 株式会社井筒屋社外監査役（現任） 平成25年6月 TOTO株式会社 代表取締役副社長執行役員 平成28年4月 同社取締役（現任）
		（重要な兼職の状況） TOTO株式会社取締役 株式会社井筒屋社外監査役
		（社外監査役候補者に関する特記事項） 1. 選任理由 猿渡辰彦氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は平成28年6月29日付でTOTO株式会社の取締役を退任し、同社の顧問に就任する予定であります。 2. 独立役員の届出について 当社は猿渡辰彦氏が選任された場合、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。 3. 責任限定契約の概要 当社は猿渡辰彦氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

（注） 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入（業績連動型株式報酬の額及び内容決定）の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は「基本報酬」及び「退職慰労金」により構成しておりましたが、平成27年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしました。今般、新たに、社外取締役以外の取締役及び所定の要件を満たす執行役員（以下「取締役等」という。ただし、海外居住者である者を除く。）を対象に、企業業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付等を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入したいと存じます。

本制度は、取締役等の報酬と当社の企業業績及び株式価値とを連動させることで、取締役等に対して当社の中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的とするものです。

本議案は、平成2年6月28日開催の第109回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額40百万円以内）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案するものです。

本議案は、執行役員に対するものを含む本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。本制度の対象となる取締役の人数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと7名となります。また、同じく執行役員（現時点で取締役を兼務しない者）の人数は8名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度です。

本制度において、当社は、取締役等の報酬のために金銭を拠出して信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、当社より拠出された金銭を原資として当社株式を取得し、平成29年3月31日で終了する事業年度から平成31年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を当初の制度対象期間とし、各事業年度の企業業績目標の達成度等に応じて、取締役等に対する報酬として、取締役等の退任時に当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付（以下「株式交付等」という。）を行います。

当初の制度対象期間満了後も、3事業年度ごとの新たな制度対象期間の設定及び本信託の信託期間の延長を行い、本制度は継続できるものとします。

①本議案の対象となる株式交付等の対象者

- ・取締役等（海外居住者である者を除く、社外取締役以外の取締役及び所定の要件を満たす執行役員）
- ・取締役等の遺族（海外居住者である者を除く）で、所定の要件を満たす者

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

- | | |
|---|--|
| ア． 本信託に拠出する金銭
の上限額 | 3 事業年度の制度対象期間ごとに600百万円 |
| イ． 本信託からの株式交付
等の対象となる当社株
式数の上限 | 3 事業年度の制度対象期間ごとに 3 百万株
(1 事業年度当たり 1 百万株) |
| ウ． 発行済株式総数 ^{※1} に対
する株式交付等の対象
となる当社株式数の上
限の割合
<small>※1 自己株式等控除後、平成28
年 3 月31日時点</small> | 3 事業年度の制度対象期間について2.1% ^{※2}
(1 事業年度当たりの上限株式数の発行済株式総数に対
する割合は0.7% ^{※2})
<small>※2 小数点第 2 位を切上げ</small> |
| エ． 本信託による当社株式
の取得方法 | 当社からの第三者割当による自己株式処分または株式
市場からの調達による取得 |

③本制度における業績連動の内容

- ・ 中期経営計画に基づき設定される各事業年度の企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に連動
- ・ 業績連動により、本制度にかかる報酬水準は、基準として設定される企業業績目標の達成度等に対応する水準を100%として、0 %から150%の範囲で変動

④取締役等に対する株式交付等の時期及び内容

- | | |
|-------|------------------------------|
| ア． 時期 | 退任時 |
| イ． 内容 | 当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付 |

(2) 本信託に拠出する金銭の額の上限

本制度において、当社は、平成29年 3 月31日で終了する事業年度から平成31年 3 月31日で終了する事業年度までの 3 事業年度を当初の制度対象期間とし、当該制度対象期間について600百万円を上限として金銭を拠出し、平成28年 8 月から平成31年 8 月まで（予定）を当初の信託期間とする本信託を設定します。この拠出された金銭を原資として、本信託は、当社からの第三者割当による自己株式処分または株式市場からの調達により、取締役

等に対する株式交付等の対象となる当社株式を取得します。

当初の制度対象期間満了後も、3事業年度の新たな制度対象期間を設定して本制度を継続することができるものとし、それ以降の制度対象期間についても同様とします。

本制度を継続する場合、新たな信託の設定に代えて、信託契約の変更及び本信託への金銭の追加拠出を行い、原則として当初の信託期間と同期間、本信託の信託期間を延長することができるものとします。この本信託の信託期間の延長に際して追加拠出する金銭の額の上限は制度対象期間ごとに600百万円とします^{※3※4}。

^{※3} 本信託の信託期間の延長の時点で本信託内に残存する当社株式（本信託の延長の時点で取締役等に付与されたポイントに対応する株式交付等の対象となる当社株式で、株式交付等が未了であるものを除きます。）は新たな制度対象期間に対応する株式交付等の対象となる株式として用いることができ、金銭は新たな制度対象期間に対応する株式交付等の対象となる株式の取得費用に用いることができるものとします。この場合には、本信託の延長の時点で本信託内に残存する当社株式及び金銭と追加拠出される金銭の合計額の上限を600百万円とします。

^{※4} 本制度を継続せず、制度対象期間満了に伴い本制度を終了する場合で、将来、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、それ以降、取締役等に対するポイントの付与（後記（3）参照）は行われませんが、当該取締役等に対する株式交付等が完了するまで、本信託の信託期間を最長で10年間延長することもできるものとします。この場合には、本信託への金銭の追加拠出は行いません。

(3) 取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数の算定方法及び上限

取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数は、取締役等に付与されるポイントに基づき算定されます。このポイントは、役位に応じて付与され、企業業績目標の達成度等に応じて増減します。

本制度では、毎事業年度の基準日として定める日に、所定の要件を満たす取締役等に対して、役位に応じて設定される、当該事業年度についての基準となる数のポイントが付与されます。このポイントは、中期経営計画で設定される各事業年度における連結売上高・連結営業利益等の企業業績目標の達成度等に応じて増減します。この増減の範囲は、基準として設定される企業業績目標の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲とします。

取締役等へ付与された各事業年度ごとのポイントは、本制度の継続中、累積します。ただし、取締役等に、法令や当社規則への違反行為などの、当社の中長期的な企業価値と株主価値の向上を図るという本制度の目的に照らして適当でないと認められる行為がある場合には、保有するポイントを没収することがあるものとします。

ポイントは1ポイントにつき当社株式1株に対応するものとし^{※5}、受益者要件を満たす取締役等は、退任時に当該取締役等が保有するポイントの数に対応する株式交付等を受けます（後記（4）参照）。

^{※5}信託期間中に株式分割・株式併合等がなされ、ポイントと当社株式との対応数の調整を行うことが公正であると認められる場合、分割比率・併合比率等に応じた1ポイント当たりの当社株式の対応数の調整がなされるものとします。

本制度における1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当社株式数（ポイント）の上限は1百万株（1百万ポイント）とします。そのため、3事業年度の制度対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限は（以下「取得上限株式数」という。）は3百万株とします。

なお、第1号議案「株式併合の件」が原案のとおり承認され、同議案にかかる株式併合の効力が生じた場合には、同議案の併合比率（10株を1株に併合）に照らして、1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当社株式数（ポイント）の上限は100千株（100千ポイント）に、取得上限株式数は300千株に、それぞれ変更されるものとします。

（4）取締役等に対する株式交付等の時期及び内容

受益者要件を満たす取締役等は、退任時に、本信託から保有するポイントの数に対応する株式交付等を受けるものとします。

取締役等に対する株式交付等の内容は、取締役等の保有ポイントの総数の70%に対応する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）についてはこれを交付し、残りのポイントの数に対応する数の当社株式については、所得税等の納税に用いるため、本信託にて換価し、換価処分金相当額の金銭を給付するものとします（換価処分金相当額は、当社にて納税手続を行い、納税後の残額を取締役等へ給付します。）。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、当該取締役等が死亡した時点で保有していたポイントの数に対応する数の当社株式を、本信託にて換価し、所定の要件を満たす当該取締役等の遺族に対して、換価処分金相当額の金銭を給付します。

（5）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式の議決権は、経営への中立性を担保するため、信託期間中、行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式についての剰余金の配当の取扱い

本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、信託報酬等の本制度運営のための費用に充てられます。

(7) 信託終了時の取扱い

本信託の終了時に本信託内に残存する当社株式は、株主還元として、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。また、本信託の終了時に本信託内に残存する金銭は、費用に充てられた後、信託契約に定められる受益者要件を満たして本信託の受益者となった者に対して給付されます。

(8) その他の本制度の内容

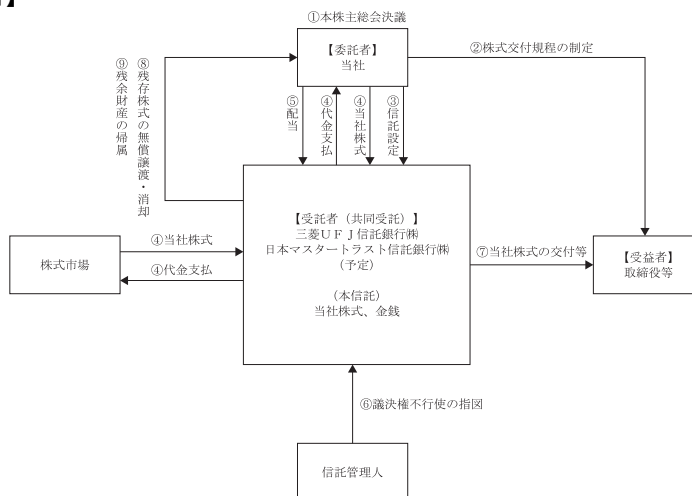
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

また、本制度については、平成28年5月12日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」も併せてご参照下さい。

(ご参考)

平成28年5月12日付適時開示資料「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(抜粋)

【スキームの概要図】



- ① 当社は、本株主総会において、本制度にかかる取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度にかかる取締役等に対する報酬についての規程（株式交付規程）を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、所定の受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を用いて、①で承認を受けた範囲内で当社株式を当社（第三者割当による自己株式処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等に対して、企業業績目標の達成度等に応じたポイントの付与が行われます。所定の受益者要件を満たす取締役等は、退任時に、当該取締役等が保有するポイントに応じて、当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。
- ⑧ 信託の終了時、本信託内に残存する当社株式は、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。また、本信託内に残存する金銭は、所定の受益者要件を満たし受益者となる者へ分配されます。
- ⑨ 信託の清算に際して、残余財産は、信託への拠出金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託
② 信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） （予定）
⑤ 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	平成28年８月（予定）
⑧ 信託の期間	平成28年８月から平成31年８月まで（予定）
⑨ 制度開始日	平成28年９月（予定）
⑩ 議決権行使	行使しないものとします。
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の上限額	600百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬ 帰属権利者	当社
⑭ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

① 信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
② 株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上

〈株主提案（第5号議案）〉

第5号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

〈株主提案〉

第5号議案 無償増資の件

1. 提案内容

資本金を15,632百万円から30,000百万円に増資し、原資として資本剰余金から14,368百万円を資本金に繰り入れる。

2. 提案理由

1株当たりの純資産が500円を超えているのに株価が250円以下というように評価されていないのは、資本金が株主出資金額に対して半額以下で表示され資本金に対する配当しか支払われていないと思うからです。

（会社注）以上は、株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由を記載したものです。なお、本提案に併せて、「9月30日現在の株主に対して1株を2株に分割する」という株式分割に関する株主提案がございましたが、株式分割については、取締役会で決定すべき事項であることから、株主総会の議案としては採り上げないことといたしました。

〈当社取締役会の意見〉

取締役会は、本議案に反対いたします。

増資につきましては、経営計画や資本政策に基づき、資金調達の必要性や財務状況等を勘案して必要性を判断することとしております。また、現時点においては、当社の資本金は当社の事業規模に比して妥当であると考えます。したがって増資が必要であると判断しておりません。

加えて、投資価値判断の対象となる企業価値は、資本金ではなく純資産全体で評価されるべきものであると考えます。純資産の構成項目である資本金を増加させ、資本剰余金を減少させることは、1株あたりの純資産に影響を与えるものではありません。したがって資本剰余金から資本金への繰り入れの必要があると判断しておりません。

以 上

(メ モ 欄)

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

(メ 毛 欄)

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

名古屋市西区則武新町三丁目 1 番36号

電話 (052) 561-7111

